

## 展示国宝一覧

### ○ 大図（神奈川県鎌倉市～静岡県沼津市）

#### 「自江戸歴尾州赴北国到奥州沿海図 第三〈自藤沢 至沼津 自片瀬 至熱海〉」

国宝：地図・絵図類 番号17、文化元年、縮尺36,000分の1

大図の外側に「自藤沢 南二尺四寸八分四厘 至沼津 西五尺二寸九分二厘」

「自片瀬 南二尺一寸〇六厘 至熱海 西三尺五寸二分八厘」

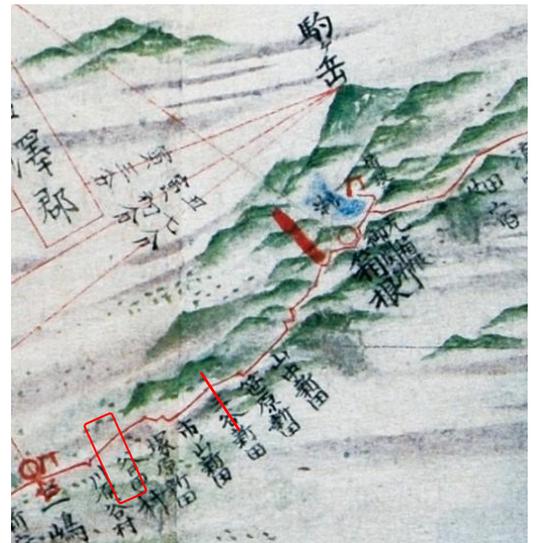
「自藤沢 北四寸二分六厘 至片瀬 西三分二厘」

と墨書され、測線の末端同士の大図上の位置関係が記録されている。この大図は第二次測量の享和元年四月二十一日～二十六日に測量した江ノ島から熱海までの相模湾の海岸線と、同年五月三十日～六月四日と第四次測量の享和三年二月二十八日～三月四日に測量した藤沢・沼津間の東海道が描かれている。

この文化元年の大図も右の第五次測量後の中図と同様に、芦ノ湖には測線が無く、背景として絵画的に描かれている。「芦ノ湖一周四里三十町五十九間三尺」を測量したのは第九次測量の時である。

この大図では朱書きで訂正した個所が目につく。展示の大図では「一ノ山新田」の「一」を「市」と、「大久保帯刀領分河原谷村」を「大久保出雲守領分川原谷村」と朱書きで訂正が行なわれている。

「一」を「市」、「河」を「川」は誤記の訂正であるが、「大久保帯刀」から「大久保出雲守」へと修正した理由は次の通りである。川原谷村は相模国の荻野山中藩（小田原藩大久保家の支藩）の所領であり、藩主の大久保教孝が従五位下に叙せられて「出雲守」という官途名乗りが許されたため、新しい情報に朱書きで更新したものである。地名の誤りは一度訂正すれば良いが、領主の交替や官位の変更をフォローするのは大変な作業である。第一次蝦夷地測量の辞令書に「津田山城守」と記された佐原村の領主の旗本津田信久は、従五位下「能登守」に叙任され、その後「壱岐守」、「山城守」と改称している。更新するデータはどこから入手したのであろうか。



「東海道歴紀州中国到越前沿海図 上」  
千葉県香取市 伊能忠敬記念館所蔵

### ○ 大図（伊豆半島）

#### 「自江戸歴尾州赴北国到奥州沿海図 第四

##### 〈自熱海／歴長津呂／至沼津〉」

国宝：地図・絵図類 番号18 文化元年、縮尺36,000分の1

第2次測量で享和元年四月二十六日の熱海に始まり五月三十日の沼津までの伊豆半島沿岸を測量した成果である。

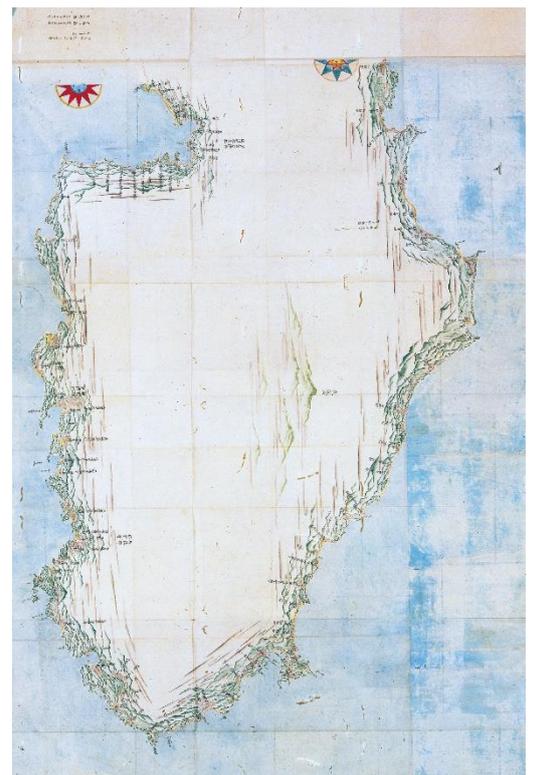
「自石部 北四尺八寸二分四厘 至沼津 空」

「自熱海 南四尺七寸九分四厘 至石部 西一尺七寸三分四厘」

と大図の上欄外に墨書され、測線の末端同士の大図上の位置関係が記録されている。

伊豆半島の海岸線は険阻なため、「海辺岩石越大難儀、我等は山道を通る」「宗平、秀蔵、慶助へ嘉助を添て山道を測量させ、我と郡蔵は乗船、海岸を見分」したため、測線が海岸線を離れてしまっている部分が多い。下田以西の伊豆半島の海岸は第九次測量でも再測量していないので、最終上呈版の伊豆半島は東西海岸で精粗に違いがある。

大瀬崎では「マグロを取巻置し大網」を舟で見物している。地理院地図を見ると現在は養殖場が見られる。



「自江戸歴尾州赴北国到奥州沿海図 第四」  
千葉県香取市 伊能忠敬記念館所蔵

## ○ 大図 駿河湾沿岸（沼津～阿部川）

### 「自江戸歴尾州赴北国到奥州沿海図 第五〈自沼津 至石部〉」

国宝：地図・絵図類 番号19、文化元年、縮尺36,000分の1

第四次測量の享和三年三月六日に沼津城下を出立して十四日に石部村に到達するまでの「海浜浦々測量」の成果図であるため、第五次測量で測量する東海道は記載されていない。

「自沼津 南 一尺八寸五分七厘 至石部 西 四尺二寸一分二厘」と大図の欄外に墨書され、測線の末端同士の大図上の位置関係が記録されている。

三月九日の測量日記には「西倉沢村（此所薩埵峠、休中飯）宿勘兵衛」とあり薩埵峠を越えたのかどうか判然としない。薩埵峠は広重の「東海道五十三次 由比」で有名な難所である。「自江戸歴尾州赴北国到奥州沿海図 第五」では測線が一本であるが、国会大図では二本平行しているの、忠敬一行は東海道の薩埵峠越えではなく「海浜浦々測量」のため波打ち際を測量している。幕府の道中奉行所が伊能測量と同時期に作成した「東海道分間延絵図」（縮尺1,800分の1）を見ると波打ち際の方が測量は困難であろう。この日は「朝晴天」とあるのだが、富士山の絶景を堪能できたのであろうか。

十日の測量日記には「美保松原にて羽衣の松あり」とある。展示中の大図の久能山には、社殿とともに明治時代の神仏分離の際に取り壊されたという五重塔が描かれている。



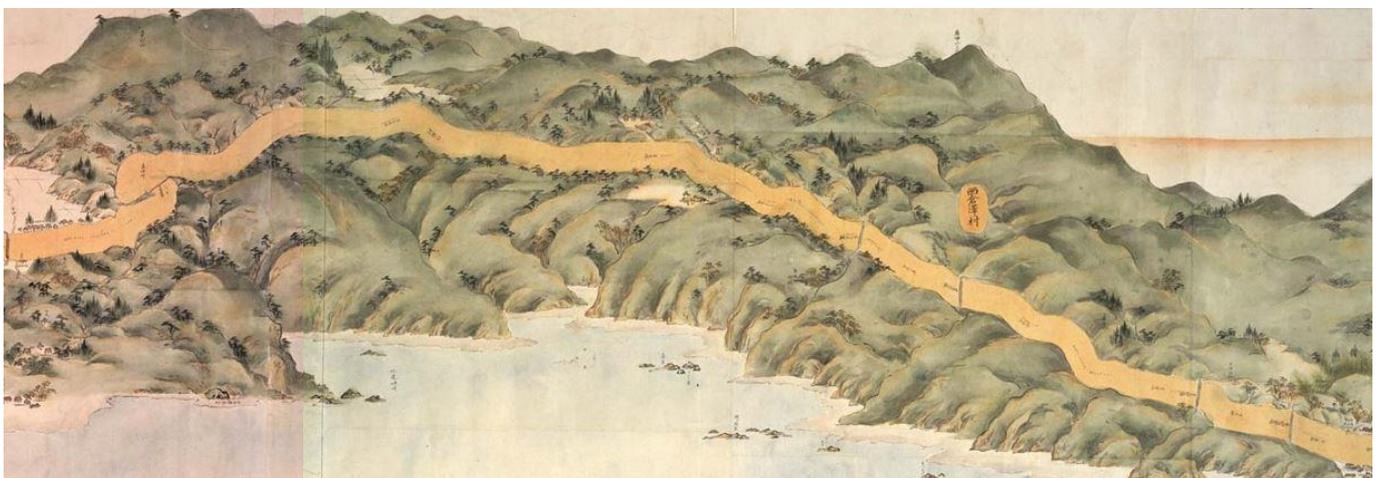
広重「東海道五十三次 由比」  
国会図書館デジタルコレクション



「自江戸歴尾州赴北国到奥州沿海図 第五」  
千葉県香取市 伊能忠敬記念館所蔵  
無断流用禁止



国会大図第107号  
国会図書館デジタルコレクション



東海道分間延絵図 第3巻 薩埵峠 東京国立博物館デジタルコンテンツ

以下は第二展示室の展示品である。撮影者の影やライトが写り込んでいたり、色調が暗いものがある。

## ○ 大図（東京湾岸）

「初図 自江戸歴尾州赴北国到奥州沿海図第一、自江戸至奥州沿海図第一、奥州街道図第一、越後街道図第一」

国宝：地図・絵図類 番号14、文化元年、縮尺36,000分の1、175×167cm

文化元年(1801)に上呈された日本東半部沿海地図の大図六十九舗の初図に位置づけられ、描画範囲は草加（埼玉県）以南の奥州街道、蕨（埼玉県）以南の越後街道（中山道）、藤沢（神奈川県）以東の東海道、田浦（神奈川県横須賀市）から大堀（千葉県富津市）までの海岸線を一幅にまとめたものである。

初図には日本橋を起点として、大木戸を経て品川への測線、筋違御門や本郷追分を経て板橋への測線、永代橋・深川黒江町・浅草暦局・金竜山浅草寺を経て千住に向かう測線が描かれている。文化十二年の江戸府内第一次測量より前にも日本橋と江戸四宿のうち品川宿、板橋宿、千住宿との間の測量が行われていたのである。

第二次測量で伊豆半島測量を終え東海道を江戸に戻る享和元年六月六日の測量日記に、品川から「町々量程車にて測量、八ッ頃に深川隠宅に着」とあるように、量程車を使用して品川から深川黒江町隠宅まで測量したことが明記されている。また、「測量」の文字はないが、千住宿や板橋宿から黒江町までの経路を例外的に詳細に記している事例がある。第二次測量の帰路の享和元年十二月七日の測量日記には千住から黒江町までの町名や橋名が詳細に記載され、初図の測線に一致している。第三次測量の帰路の享和二年十月二十三日の測量日記にも、中山道の板橋宿を経て「日本橋より万町、茅場町、湊橋を越、永代橋を経て七ッ頃深川隠宅へ着」とあり、初図の測線と一致する。但しこれらは幕府の測量命令には含まれないものである。当然、長持一棹などを運ぶ人馬の提供はないので、享和元年六月六日の場合は、品川から「荷物は迎船へ積回し」となった。

江戸府内第一次測量の場合は関係書類が『東京市史稿産業篇 第四十八』に記載せられている。江戸府内第一次測量の日記には出迎えた町役人の記録はないが、文化十一年十月に町奉行が町年寄喜多村彦右衛門を通して測量路の町名主に対し、「町役人ども罷り出で、往来混雑致さざる様」指示を出していた。なお、高橋景保は文化十二年一月には町奉行所の同心一名を差添えて欲しいとの要望を出したが、南町奉行の根岸肥前守鎮衛と北町奉行の永田備後守正道が「類例御座無く候」と断った。案内の町役人を差し出しているのが充分というのである。



千葉県香取市 伊能忠敬記念館所蔵、無断流用禁止

○ 江戸府内下図（日本橋南詰・亀島町・永代橋・黒江町と麴町・四ッ谷大木戸・市ヶ谷田町）

「自通一丁目至黒江町・自大番町至麴町一丁目下図」

国宝：地図・絵図類 番号462、文化12年、縮尺6,000分の1、59.2×99.7cm

一枚の用紙に江戸府内第一次測量の二箇所の下図を記載している。

上側は文化十二年二月六日に行われた測量の成果である。測量経路は右の国会大図第90号（国会図書館デジタルコレクション）の江戸城内濠の半蔵門外の麴町一丁目から、外濠の四ッ谷御門を経て、甲州道中の出入口である四ッ谷大木戸に繋ぎ、また四ッ谷御門外に戻り、外濠沿いに市ヶ谷御門外の田町一丁目まで北上するものである。



下の江戸府内下図では測線と町名、屋敷名は墨書され、横町名や誤記訂正は朱書き、麴町一丁目木戸、四ッ谷大木戸、田町一丁目木戸の間の下図上の東西と南北の寸法が朱書きされている。「御堀向榎」「御堀向松」に向かって朱の交会線が引かれている。下の四ッ谷大木戸付近の拡大図を見ると、押町、蕎麦屋横町、鍋屋横町などの誤記はこの下図段階から始まっていることがわかる。

2月6日の測量範囲の下図

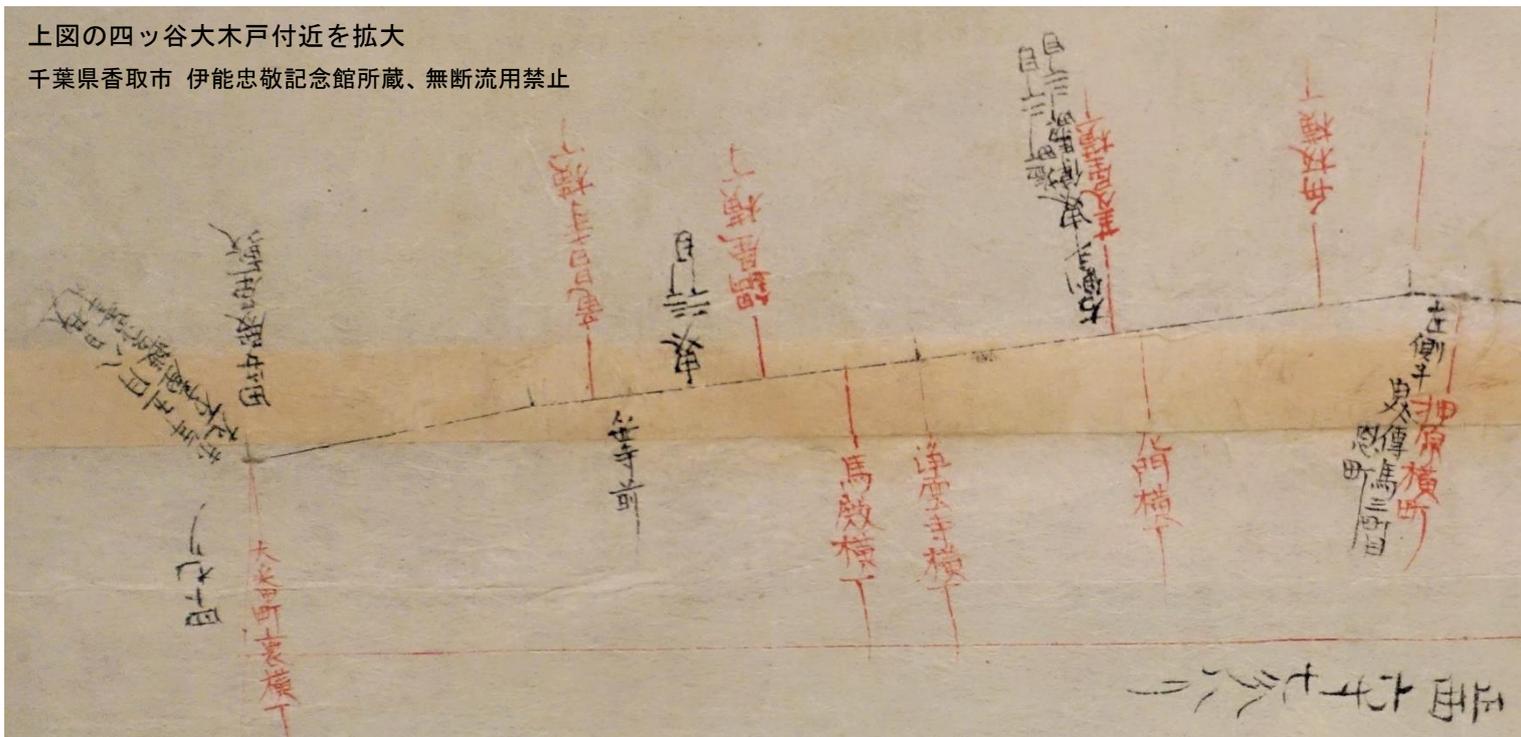
千葉県香取市 伊能忠敬記念館所蔵

無断流用禁止



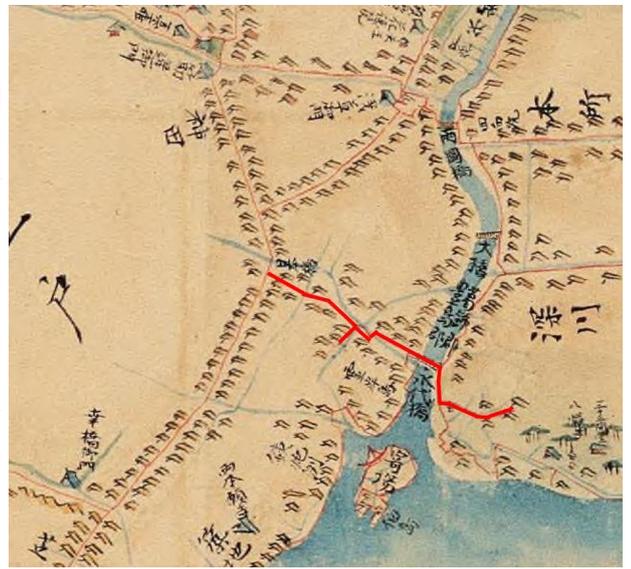
上図の四ッ谷大木戸付近を拡大

千葉県香取市 伊能忠敬記念館所蔵、無断流用禁止



次は下側に記載された文化十二年二月十一日に行われた測量の成果の下図である。測量経路は右の国会大図第90号(国会図書館デジタルコレクション)に加筆した、日本橋南詰から茅場町を経て霊岸島橋から南西に向かい、亀島町の測量御用所の象限儀柱に測線を繋いだ。また霊岸島橋に戻り、永代橋を渡って深川に入り、黒江町の旧宅の象限儀旧跡までである。

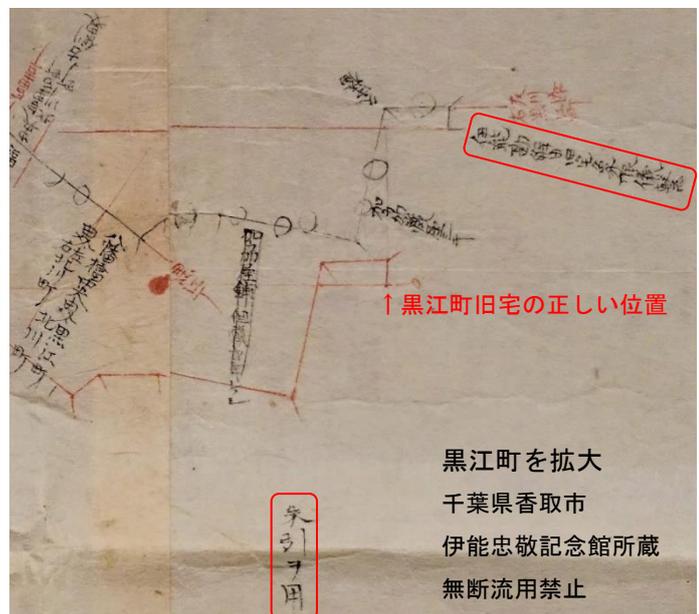
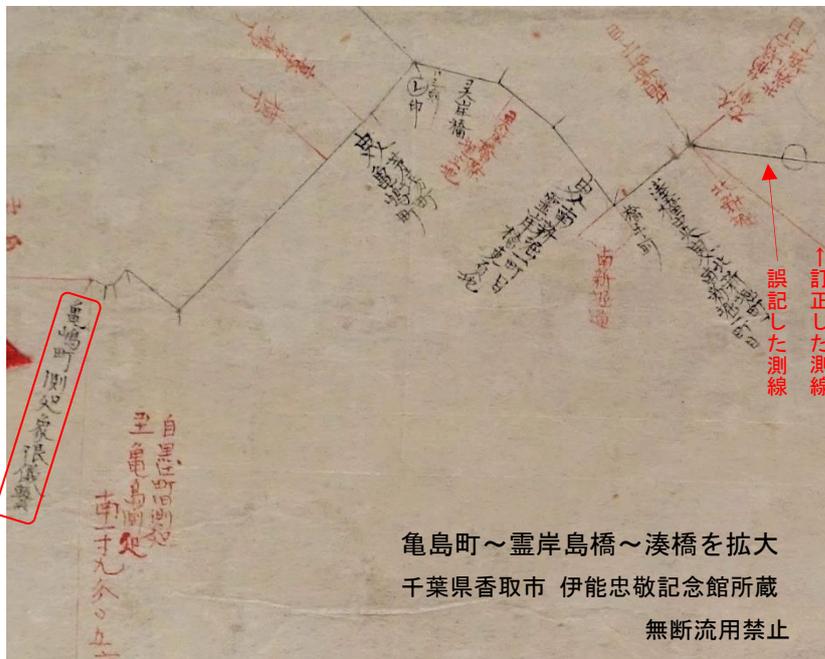
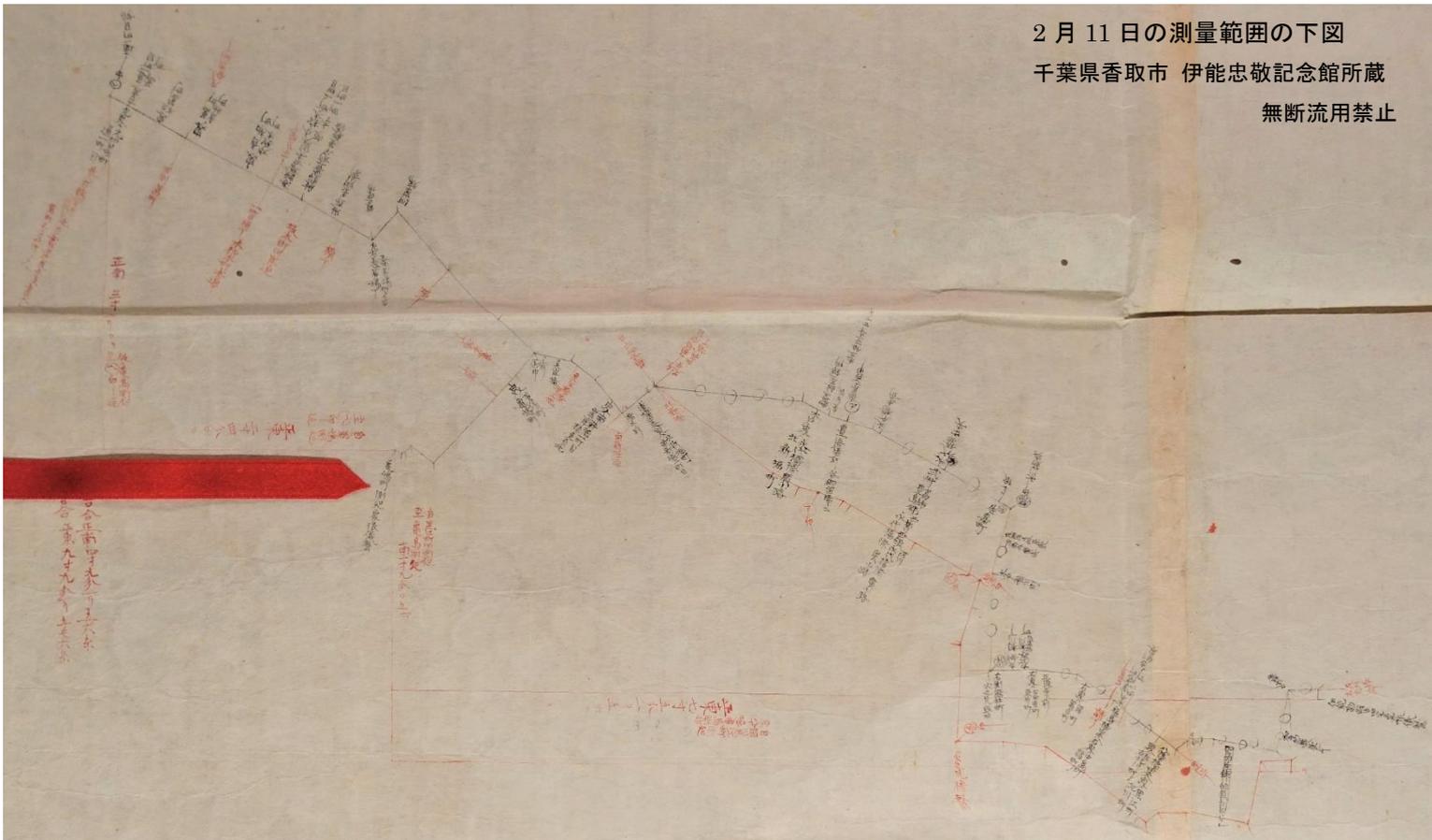
この下図では日本橋南詰と亀島町の忠敬宅、亀島町の忠敬宅と黒江町の旧宅の間の下図上の東西と南北の寸法が朱書きされている。赤い布で示した場所が亀島町の忠敬宅である。この下図では湊橋を渡った北新堀町からの墨色の測線に○を書いて取り消し、三十度方位を変えて朱の測線を引き直している。黒江町には「朱引ヲ用」と注記している。



2月11日の測量範囲の下図

千葉県香取市 伊能忠敬記念館所蔵

無断流用禁止



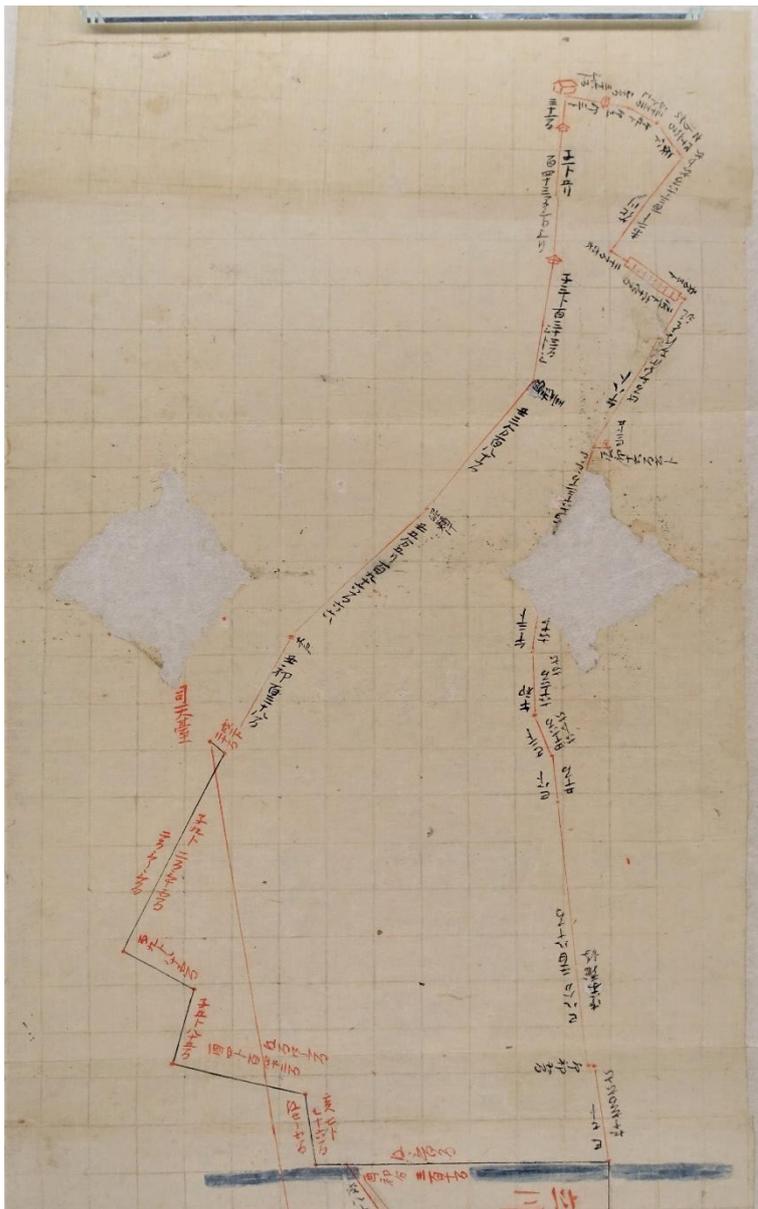
## ○ 黒江町・浅草測量図

### 「自深川黒江町至浅草司天台実測図」

国宝：地図・絵図類 番号526、縮尺6,000分の1、23.5×107.6cm

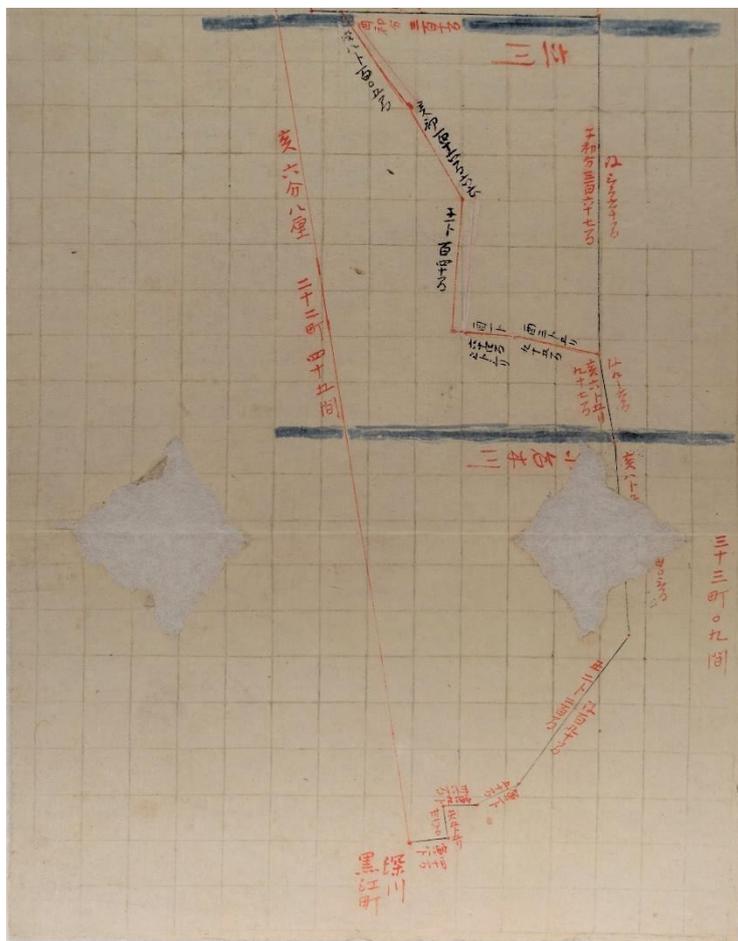
忠敬が全国測量以前に深川黒江町の隠宅と浅草暦局の間を実測した有名な地図である。黒江町の隠宅と浅草暦局の南北間の距離と緯度の差から緯度一度の長さを求めようとした。後年、この間の経緯について忠敬は『佯国曆象編斥妄』（国宝文書・記録類番号182）で次のように回想している。「曆局は北極高三十五度四十二分、深川は三十五度四十分半、北極の差一分半也。ここに因て深川より曆局に距り行路を測量し、吾が朝南北一度の里数を窮めんと欲す。高橋子曰く可也。然れども行路少なく極差小也。北極一度の法をなすに足らず。まさに時をまつ有るべき也。」

参考として永野達代会員の「伊能忠敬歩測練習の道」が展示されており、測量ルートを知る助けとなっている。会報16号、17号の永野会員の「忠敬さんは歩測がお嫌い1,2」も興味深い記事である。



左は立川（豎川）以北、右は立川以南

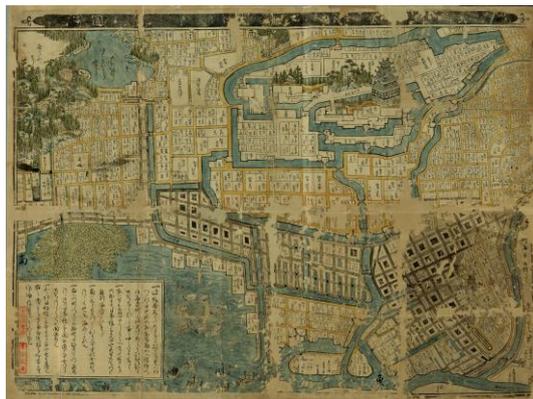
千葉県香取市 伊能忠敬記念館所蔵 無断流用禁止



## ○ 「武州豊嶋郡江戸庄図」

国宝：地図・絵図類 番号601

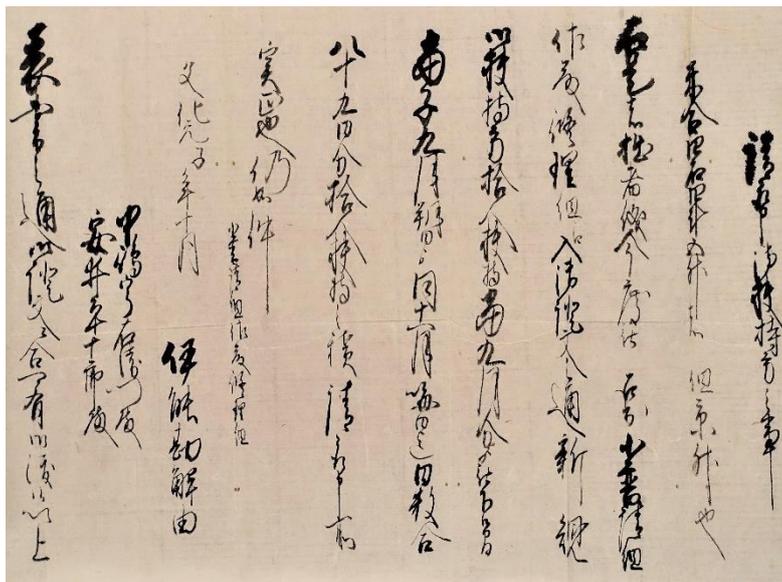
現存する江戸図の最古版で屋敷名は寛永七、八年ごろの状況を示しているとされる。寛永江戸図と呼ばれ復刻や写図も多く寛永図系とも呼ばれる。展示品は附記の文字から忠敬が模写したものと判断されている。江戸城、増上寺、溜池などを絵画的に大きく表現している。



武州豊嶋郡江戸庄図 国会図書館デジタルコレクション

○「請取申御扶持方之事」 国宝：文書・記録類 番号373

文化元年九月十日に小普請組の佐藤修理組の十人扶持の幕臣となつたので、新規に扶持米を受け取るために、忠敬が切米手形改（書替奉行）の中嶋宇右衛門と安井平十郎に提出した文書の控えである。



〈書き下し文〉  
 請取り申す御扶持方の事  
 米合せて四石四斗五升は 但し京升なり  
 右是は拙者儀今度召し出され、小普請組  
 佐藤修理組へ入り、御証文の通り、新規  
 御扶持方拾人扶持、當九月分より下され候間、  
 當子九月朔日より同十一月晦日まで日数合せて  
 八十九日分、拾人扶持の積請け取り申す所  
 実正也、仍つて件の如し  
 小普請組佐藤修理組  
 文化元年十月  
 中嶋右衛門殿  
 伊能勘解由  
 安井平十郎殿  
 表書の通り御証文に合せ、御渡し有るべく候、以上

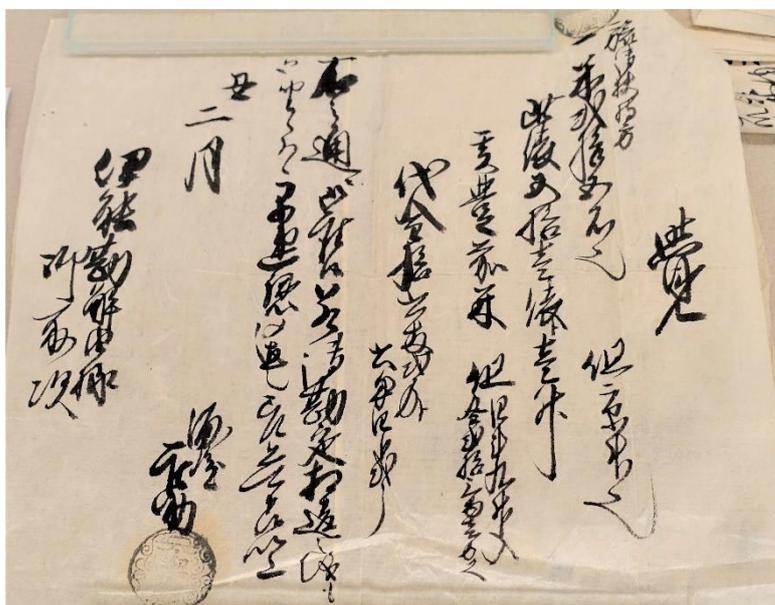
千葉県香取市 伊能忠敬記念館所蔵、無断流用禁止

○「覚(旅御扶持米代金勘定)」 国宝：文書・記録類 番号422

第五次測量では忠敬は「是までとは違い、御家人として扶持や手当を頂き」（三交会誌 37号所収の忠敬請書）出發することになった。文化二年二月には様々な書類手続きが始まり、『高橋景保御用日記』（国宝：文書・記録類 204, 205）などに記録されている。忠敬に支給された旅費と手当金は大谷亮吉『伊能忠敬』589頁によると次の通りであった。

- ・旅扶持 一日 一人五合、五人扶持一倍即ち五升宛 但し京升にて
- ・雑用金 一ヶ月 金三両二歩宛
- ・宿代 一ヶ月 銀一枚（四十三匁）宛
- ・別段手当金 一日 銀十四匁宛

なお、第五次測量から帰府した後の文化四年四月二十四日の『江戸日記』には「旅御扶持方返納」とあり、精算したようである。展示されている文書は札差の溜屋庄助による旅扶持の換金計算書である。札差は旗本や御家人に支給される俸禄米の受取、換金を請け負った。



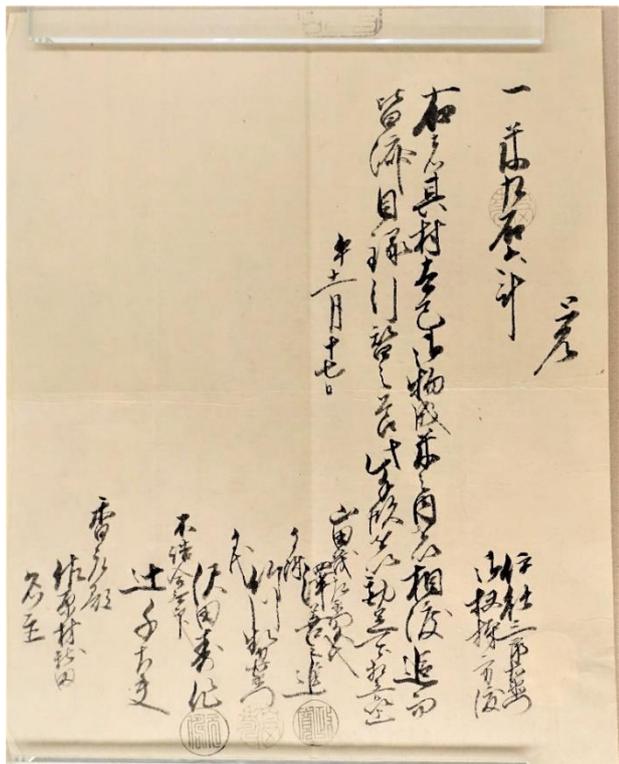
〈書き下し文〉  
 覚  
 旅御扶持方  
 一、米式拾五石也 但し京升也  
 此の俵五拾壹俵壹升  
 亥豊前米 但し四斗九升入り  
 金式拾参両壹分也  
 代金拾六両式分ト  
 六匁四分式厘  
 右の通りに御座候、若し御勘定相違の儀も  
 御座候はば早速認め直し差し上げ申すべく候、以上  
 丑（文化二年）二月  
 溜屋庄助  
 伊能勘解由様  
 御取次

千葉県香取市 伊能忠敬記念館所蔵、無断流用禁止

○「覚（伊能三郎右衛門扶持米に付）」 国宝：文書・記録類 番号399

文政四年七月十日に「大日本沿海輿地全図」が上呈され、九月四日には「伊能勘解由病死届」が提出された。九月十六日には祖父忠敬による測量御用の労に対し伊能忠誨に五人扶持と町屋敷が与えられた。これは大坂で天文方御用を勤めた間重富やその嫡子重新の待遇と同様である。

この文書の背景が『伊能忠誨日記』の同年十一月二十一日の記事と同日付の忠誨に庇護者である伯母の妙薫の書状（国宝：書状類番号244）に記されている。それによると、妙薫は高橋景保に依頼して、扶持米を江戸蔵前の札差経由で受け取るのではなく、天領である佐原村新田の年貢（御物成）から佐原村で受け取れるように希望したようである。天文方下役の永井甚左衛門が代官の山田茂左衛門役所と掛合って認めてもらい、更にこの手形や請取りの案文も持ち帰ってくれた。妙薫は浅草先生（景保）の御尽力によると記している。佐原村新田側にとっては新たな負担が増えるわけではなく、年貢皆済目録交付の際に代官所側が交付したこの手形（覚）で精算することになる。



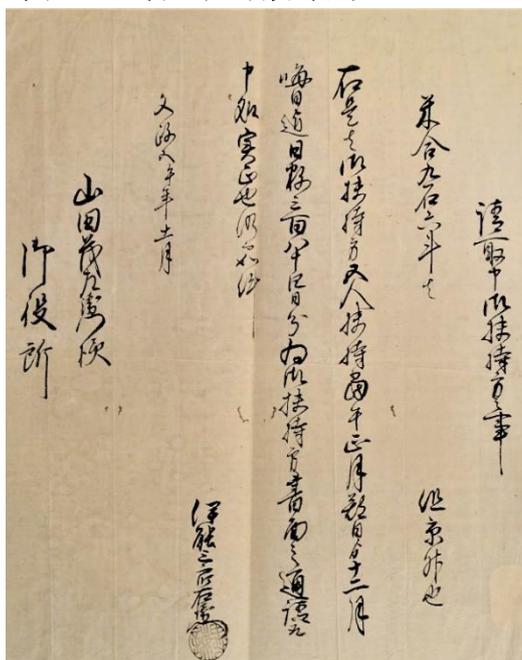
千葉県香取市 伊能忠敬記念館所蔵、無断流用禁止

右はその村去る 巳 御物成米の内を以て相渡し、追って  
 皆済目録引き替えの節、この手形を以て勘定相立てらる可く候、以上  
 文政四年 午十一月十七日 山田茂左衛門手代  
 文政五年  
 伊能三郎右衛門 御扶持方渡  
 一、米九石六斗  
 覚  
 澤 善之進  
 手附 竹川勢右衛門  
 手代 沢田寿作  
 不詰合無印 辻 千太夫  
 香取郡 佐原村新田 名主

○「請取申御扶持方之事」 国宝：文書・記録類 番号401

『伊能忠誨日記』文政四年十一月二十一日の記事には、来年は閏月があり一年が十三ヶ月となるので、来年用の請取書の案文を代官所で教えてもらい、「来年ノ請取案文左ノ通り」と記している。

それに従って忠誨が作成し、代官所に提出した受取書の控えがこの展示品である。



千葉県香取市 伊能忠敬記念館所蔵、無断流用禁止

右是は御扶持方五人扶持、当年正月朔日より十二月晦日まで日数三百八十四日分、御扶持方として書面の通り請取り申す処、実正なり。仍つて件の如し  
 文政五年十一月 伊能三郎右衛門 印  
 山田茂左衛門様 御役所  
 請取申御扶持方之事  
 米合九石六斗者 但京升也  
 澤田中御扶持方之事  
 米合九石六斗者 但京升也

○「佐原村本宿新宿下川欠場絵図」 作成者、年代ともに不詳

江戸時代の村は沢山の様な地図を作製していた。『伊能忠敬関係歴史資料目録』には七十点、『世田谷伊能家伝存伊能忠敬関係文書目録』には二十点余の佐原村関係の地図が掲載されている。利根川沿いの佐原村では展示品のような洪水の被害状況を記録した地図、堤防工事を願い出るための地図なども多い。

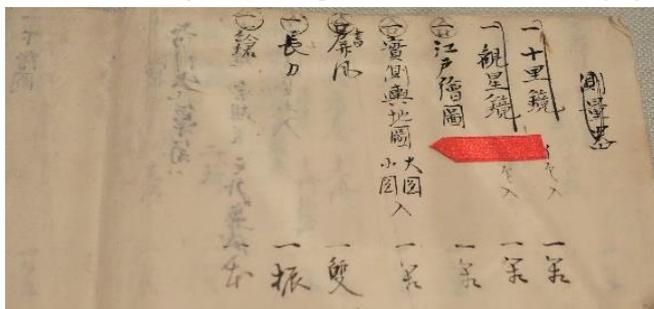
地図中の東西に流れる「佐原前川」は利根川、支流の「小川通」は小野川、南側に町並みが広がり、大橋（現在の忠敬橋）と樋橋も描かれている。



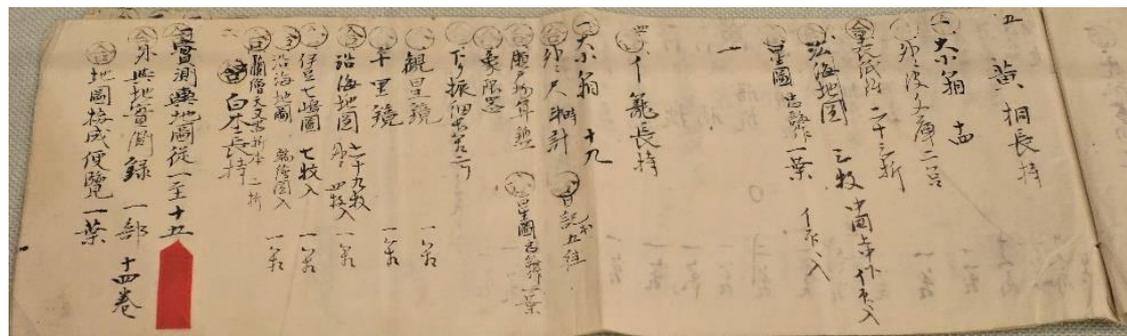
千葉県香取市 伊能忠敬記念館所蔵、無断流用禁止

○「諸道具附立帳」 弘化二(1845)年五月十六日

天保十四(1843)年に相互扶助のために伊能一族の合議講が結成され、弘化二(1845)年には伊能三郎右衛門家身上改革をはかって伊能茂左衛門景晴(節軒)が三郎右衛門家の資産管理を行うことになった。その後安政四(1857)年に海保家から景文が養子として入り、文久元(1861)年に伊能源六として三郎右衛門家を相続した。「文久元年九月 伊能三郎右衛門家相続につき請書」(『千葉県の歴史』23巻)によると、今般伊能源六(景文)が伊能三郎右衛門家を相続するにあたり、弘化二年に伊能茂左衛門の管理下に入る際に作られた「取調帳」に記載された通りに「御国絵図始家具諸地面」を請け取ったとある。伊能源六に加えて合議講の伊能一族、大川治兵衛、清宮利右衛門らが立ち会って確認したと署名捺印している。展示されている「諸道具附立帳」には一点ずつ㊦の印が押されており、この時確認した「取調帳」のことであろう。伊能図や測量道具などはこのようにして引き継がれていった。



千葉県香取市 伊能忠敬記念館所蔵、無断流用禁止

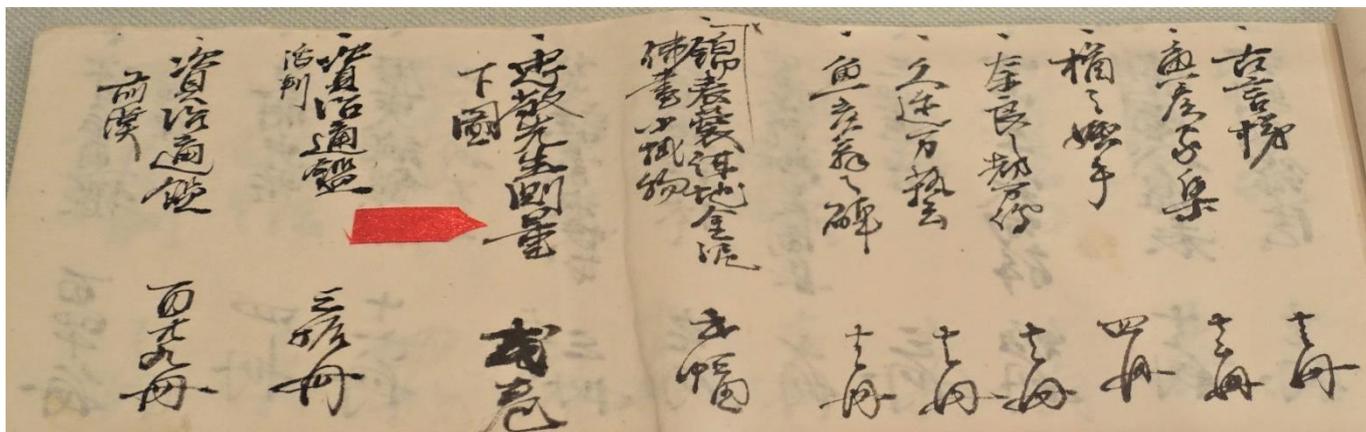


千葉県香取市 伊能忠敬記念館所蔵、無断流用禁止

○「有體動産明細帳 乙号」 大正六年五月十七日

伊能茂左衛門家の動産の明細帳が展示されており、その中に「忠敬先生測量下図 式巻」とあり、大正六年の段階で茂左衛門家に下図が伝えられていたことがわかる。現在、伊能茂左衛門家文書は国立歴史民俗博物館に所蔵されており、『伊能茂左衛門家資料目録』に記載されている次の二点が該当しそうである。

- ・「絵図 日向国那珂郡都井岬付近沿岸」 縦 111.00 cm 横 60.00 cm
- ・「絵図 彦根領分犬上郡八坂村」 縦 39.50 cm 横 83.00 cm



千葉県香取市 伊能忠敬記念館所蔵、無断流用禁止

○「伊能忠敬遺品并遺品 重要美術品認定書」 昭和二十四年四月十三日

昭和八（1933）年に制定された「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」に基づき、昭和二十四（1949）年「伊能忠敬遺書 二百十五種」が「重要美術品」に認定された。その認定書が展示されている。

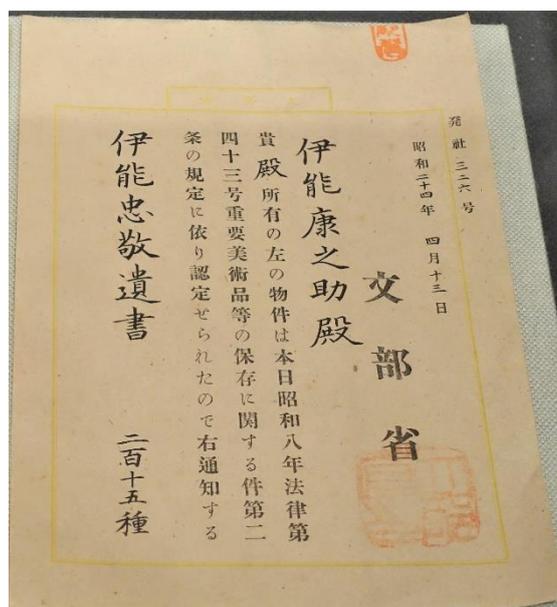
その後昭和二十五（1950）年の文化財保護法の施行を経て昭和三十二（1957）年には

「伊能忠敬遺品并遺品」八十五点

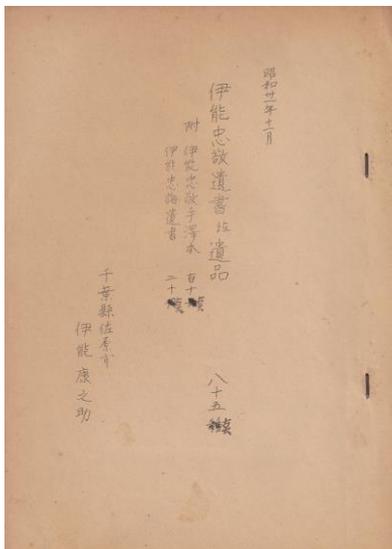
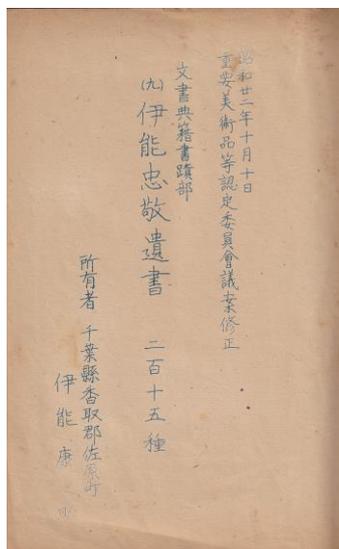
「附伊能忠敬手沢本」百十点

「附伊能忠敬孫忠誨遺書」二十点

が重要文化財に指定された。さらに平成二十一（2009）年に追加指定と「伊能忠敬関係資料」に名称変更があり、翌平成二十二（2010）年に「伊能忠敬関係資料」二三四五種が国宝に指定された。



千葉県香取市 伊能忠敬記念館所蔵、無断流用禁止



参考 調査を担当した是沢恭三の旧蔵文書